

小松空港から行く!

台北

89,000円~201,000円

きまに台北3日間(スタンダードクラスホテル利用/2名1室利用・大人お一人様)

旅行代金以外に燃油サーチャージ(27,000円/2026年9月現在目安額)及び現地空港税(TWD750/約3,800円)国際観光旅客税(3,000円)、予約システム使用料(USD33/約5,250円)が別途必要となります。

アレンジ自由自在!
フリープラン

2名
催行

きまに台北3.4日間

日時	スケジュール				
1	小松空港(11:45発)▶台湾桃園空港(13:55着) ※10/25より14:25着 到着後、向替所に立ち寄りホテルへ● 【台北泊/□機□】				
2	<table border="1"> <tr> <th>フリープラン</th><th>満喫プラン(要追加代金:15,000円)</th></tr> <tr> <td>終日:フリータイム 各種オプションツアーでお楽しみください。 (販売店にご相談ください)</td><td> 台北市内観光 午前:行天宮、中正紀念堂、總統府(車窓) ショッピング1軒(40分)へご案内 昼食:鼎泰豐で小籠包 午後:故宮博物院(ガイド説明60分付) ※故宮博物院は月曜日が休館日となります。 詳細は料金表を参照してください。 忠烈祠にて衛兵交代見学 エバーリッジ免税店(50分)へご案内 夕刻:フスタル・ジックな街、九份ワイライツツアー 夕暮れ時のレトロな100年の街並みを散策 (ガイド付案内約20分+自由散策約40分) 郷土料理の夕食と夜景鑑賞ご案内 その後台北戻りご希望者は士林夜市近くにて自由解散 </td></tr> </table> 【台北泊/朝□□】	フリープラン	満喫プラン(要追加代金:15,000円)	終日:フリータイム 各種オプションツアーでお楽しみください。 (販売店にご相談ください)	台北市内観光 午前:行天宮、中正紀念堂、總統府(車窓) ショッピング1軒(40分)へご案内 昼食:鼎泰豐で小籠包 午後:故宮博物院(ガイド説明60分付) ※故宮博物院は月曜日が休館日となります。 詳細は料金表を参照してください。 忠烈祠にて衛兵交代見学 エバーリッジ免税店(50分)へご案内 夕刻:フスタル・ジックな街、九份ワイライツツアー 夕暮れ時のレトロな100年の街並みを散策 (ガイド付案内約20分+自由散策約40分) 郷土料理の夕食と夜景鑑賞ご案内 その後台北戻りご希望者は士林夜市近くにて自由解散
フリープラン	満喫プラン(要追加代金:15,000円)				
終日:フリータイム 各種オプションツアーでお楽しみください。 (販売店にご相談ください)	台北市内観光 午前:行天宮、中正紀念堂、總統府(車窓) ショッピング1軒(40分)へご案内 昼食:鼎泰豐で小籠包 午後:故宮博物院(ガイド説明60分付) ※故宮博物院は月曜日が休館日となります。 詳細は料金表を参照してください。 忠烈祠にて衛兵交代見学 エバーリッジ免税店(50分)へご案内 夕刻:フスタル・ジックな街、九份ワイライツツアー 夕暮れ時のレトロな100年の街並みを散策 (ガイド付案内約20分+自由散策約40分) 郷土料理の夕食と夜景鑑賞ご案内 その後台北戻りご希望者は士林夜市近くにて自由解散				
3	終日:自由行動 各種オプションツアーでお楽しみください。(販売店にご相談ください) 【台北泊/朝□□】				
4	早朝:空港へご案内 朝:台北国際空港(06:35発)▶小松空港(10:25着) 【機□□】				

満喫プランを
設定!!

台北/九份
Taipei/Jiufen

●利用航空会社:エバー航空 ●最少催行人員:2名 ●添乗員:同行いたしますが現地日本語ガイドがご案内いたします
●食事:フリープラン(3日間)朝食1回、昼食0回、夕食0回、(4日間)朝食2回、昼食0回、夕食0回
満喫プラン(3日間)朝食1回、昼食1回、夕食1回、(4日間)朝食2回、昼食1回、夕食1回 ※最終日の朝食はBOXの朝食となります。
※城市観光・駅前館>Out-Side(シタスーツ)は食事無し
●現地交通:送迎車 ●利用ホテル:裏面のホテルクラス表をご参照ください。
※航空会社の都合によりフライトの発着時間に変更になる場合がございます。
※送迎:日程の放棄、途中離脱はお受けできません。
※現地事情により見学箇所の順番が変更になる場合があります。
※故宮博物院が休館日の場合、代案として故宮博物院/外観見学、台北101周辺散策へご案内します。(台北101展望台の入場は含みません。)故宮博物院の入場料(NT\$350)は現地で返金致しますのでご了承ください。
※予約システム使用料の払い戻しは不可となります。

台北/行天宮
Taipei/Xingtian Temple

台北/中正紀念堂
Taipei/Taipei National CKS Memorial Hall

台北/故宮博物院
Taipei/National Palace Museum

■出発日&旅行代金区分カレンダー

2026年 10月							2026年 11月							2026年 12月							2027年 1月							2027年 2月							2027年 3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					1	F	2	F	3	F	1	G	2	G	3	C	4	C	5	D	6	E	7	E	8	D	9	B	10	B	11	C	12	D	13	E	14	E	15	D	16	B	17	B	18	C	19	D	20	H	21	H	22	G	23	E	24	B	25	B	26	C	27	E	28	E	29	D	30	B																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	D	5	D	6	D	7	D	8	F	9	G	10	G								6	D	7	B	8	A	9	A	10	B	11	D	12	D																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

ご旅行条件書(海外・募集型企画旅行)

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件書および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニュージャバントラベル(富山県富山市奥田新町 8-1 ホルファートとやま1階、観光庁長官登録旅行業 818 号、以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 「海外旅行」は、国内旅行(本邦内のみ)の旅行以外の旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。
- (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2. 旅行のお申込みおよび契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託営業所(以下併せて「当社」といいます)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社からは、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(1)の申込み手続を各額にします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お客様との旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、申込金を受領したときと成立するものとします。なお、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させる時は第26項(2)の(イ)の定めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提示しない場合は、当社からは、予約がなかったものと取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部又は全部として取り扱います。

旅行代金	申込金(おひとり)	
	出発日の前日から起算して さかのぼって60日目に ある日まで	出発日の前日から起算して さかのぼって61日目以前 にある日まで
50万円以上	10万円以上旅行代金まで	10万円以上 旅行代金の20%以内
30万円以上 50万円未満	5万円以上旅行代金まで	5万円以上 旅行代金の20%以内
15万円以上 30万円未満	3万円以上旅行代金まで	3万円以上 旅行代金の20%以内
10万円以上 15万円未満	2万円以上旅行代金まで	2万円以上 旅行代金の20%以内
10万円未満	旅行代金の20%以上 旅行代金まで	旅行代金の20%

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) お申しこみ段階で、滞席その他の事由によりその時点で滞席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェディングの取扱い」といいます)をすることがあります。
- (7) お客様がウェディングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェディング期間」といいます)を確認のうえ、申込書と申込金相当額を提出いただきます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
- (4) 当社は、前(7)の申込金相当額を「預金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (7) 旅行契約は当社が前(1)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時に)成立するとします。
- (エ) 当社は、ウェディング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (オ) 当社は、ウェディング期間内で当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答したお客様からウェディングの取扱いを解除する旨の通知やお客様があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェディングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときは当社が取消料をいただきます。
- (カ) 当社は(7)のお待ちいただける期間までに連絡が取れなかったときは、予約可能となった時点でかつ予約を取り消すことがあります。この場合預り金全額払い戻しいたします。
- (7) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者を選任した構成者を契約責任とみなします。

3. お申し込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2) 旅行開始時点で15歳未満若しくは中学生以下の場合、原則親権者の方のご同行を条件とします。
- (3) 特定年齢層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が最年長、暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判明した場合はご参加をお断りすることがあります。
- (5) お客様が当社に対して暴力の又は不当な要請行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (6) お客様が暴動を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や、身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、当社が定める日までに、構成者の必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後におけるその状態にかかわらず)場合も事前に申し出してください。あらためて当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。
- (8) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内で対応いたします。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺いし、又は書面でお申し出いただくことがあります。
- (9) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために前号者又は同伴者の同行、医師の診断書は、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様が申し出たいたいた措置を手配することがあります。旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただいたことがあります。なお、お客様からの申込み、申し出に基づき、当社が合理的に判断した特別な措置に要する費用は原則としてお客様負担とします。
- (10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要であることが判明した場合は、必要な処置をとる事があります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (11) お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお断りすることがあります。
- (12) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要とします。
- (13) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるや当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

なお、外務省「海外危険情報」等、国・地域の治安に関する情報が出されている場合があります。お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mof.go.jp/>でもご確認ください。旅行のお申込み後、旅行の目的地に海外危険情報が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討していただきたい」以上の危険情報が発出された場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に適切な措置がとれると判断して、旅行を遂行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめるときは、当社は所定の取消料を申し受けます。

- (16) 渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」を確認下さい。
- (17) 衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省「感染症発生情報」を健康に過ごすために」<http://www.forth.go.jp/>

4. 旅行書面及び確定書面「最終日程表」の交付

- (1) 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンフレット等、お支払対象旅行代金の領収証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- (2) 旅行開始日、航空機の便名及び宿泊先(ホテル、客室)所在地及び時間等が記載された確定書面(最終日程表)と旅行開始日の前日よりお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目に当たる前日より前にお渡しするよう努めます)また、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定期間であるコースの一部では、旅行開始日の際際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日より前にお渡しします。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合は、旅行開始日までにお渡しします。また、お申し込み日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

5. お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(7)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。
- (2) 「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「違約料」変更補償金の額を算出する際の基礎となります。
- (2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。
- (ア) 「追加代金」
 - a. お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合には1部屋を5人使用する場合の追加代金
 - b. ホテル又はお客様の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
 - c. 「C」クラス追加代金」等と称する航空機使用座席の等級変更による追加代金
 - d. 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等の変更のための追加代金
 - e. 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
 - f. その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- (イ) 「割引代金」
 - a. 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
 - b. 子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
 - c. その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

6. 旅行代金のお支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降に申込みの場合は、旅行開始日まで当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7. 渡航手続

- (1) 現在お持ちの旅券が今回有効かどうかの確認、旅券、査証取得及び予防接種等の証明書の有効期限もお客様の責任で行なっていただきます。入国に必要な旅券の有効期限、査証取得等、不要にいたる(パンフレット等)に明示します。また、日本国籍以外の方は、自国の領事館・渡航先の領事館・入国管理事務所にお問い合わせ下さい。
- (2) 当社からは、「旅行業約款渡航手続代行契約の部」の規定に基づき、別途、「渡航手続代行契約」を締結して、所定の料金を申し受け、お客様より委託された渡航手続全般の全部は一部を代行することがあります。
- (3) 当社らは、当社の責に帰すべき事由によらずに旅券・査証の取得ができず又は関税官の出入国が許可されなかったとしても、その責任を負うものではありません。

8. 「パンフレット」等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。(ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます)。
- (ア) 航空運賃及び船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には、航空運賃の燃料・付加運賃・料(原油の水準の異動に金利に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律課されるものに限り、以下同様とします)を含みます)。
- (イ) パンフレットに明示されたフェース・クラス、ビジネス・クラスに明示されていない場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
- (イ) 空港、駅、港と宿泊機関との送迎(バス代金等)。
- (イ) 旅行日程にお客様負担と明記してある場合を除く。
- (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
- (ウ) 宿泊代金及び税・サービス料(2部屋以上お2人様宿泊を基準とします。ただし、旅行日程にお客様負担と明記してある場合を除く)。
- (オ) 食料代金及び税・サービス料
- (カ) お客様おひとりにつきスーツケース等1個の受託手荷物運賃料金(おひとり20kg以内が原則となつていますが、座席等級・荷物により異なります)で詳しくは係員におたずねください。航空会社のお受託手荷物有料化により、当社が運送機関への運送委託手荷物を代行するものですが、一部の空港・駅・ホテルではボーラーがない等の理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合があります。
- (キ) 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
- (ク) その他「パンフレット」等で含まれる「明示した旅行代金」
- (ク) 燃油サーチャージ(パンフレットに燃油サーチャージが旅行代金に含まれる旨記載されているもの)※燃油サーチャージのある航空会社は定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があつた場合も追加徴収及び返金いたします。
- (コ) 送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間)。但し、旅行日程に「お客さま負担」と表記してある場合を除きます。

- (2) (1)の諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しはしません。

9. 「パンフレット」等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- (1) 第8項の旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 渡航手続運賃(旅券・査証の取得代金、予防接種料金、渡航手続代行料)に対する航空機運賃(航空券)。
- (イ) 日本国内に於ける自宅から発着空港等安全・除菌消毒までの交通費、宿泊費等
- (イ) 日本国内の空港送迎設備料及び搭乗保安サービス料
- (イ) 運輸機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)(前項(8)の燃油サーチャージは除きます)※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になった場合は不足分を追加徴収し、減額となった場合はその分を返金します。
- (オ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- (カ) クリニング代金、電報電話料金、ホテルのバニー・メイド等のチップ、その他諸飲食等個人的性質の諸費用、及びこれに伴う税・サービス料
- (キ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (ク) 日本国外の空港税・出国税・国際旅客航路料等の諸税・料金(ただし空港税等が含まれていることを明示したコースを除きます。コースによっては、空港税等を出発前に日本にてお支払いいただく場合もあります)
- (ク) 「オプションプラン」等と称し、現地に現地旅行会社等が希望者のみを誘って実施する旅行サービスの代金
- (コ) 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- (ク) 第8項(エ)旅行日程にお客様負担と明示した宿泊機関が課す「サービス料
- (シ) 各航空会社により、設定される手荷物運賃料金及び有料の機内食や飲み物代金等
- また、第8項(カ)における有料に伴う航空会社の設定した受託手荷物有料及び一部コースにおける現地の手荷物運賃料金等

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等

の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画より異なる運送サービスの提供その他の当社の負担し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の負担し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

- (1) 当社は、旅行契約締結後には、次の費用を除き旅行代金の変更は一切しません。
- (ア) 利用する運送機関の運賃・料金(著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します)。
- (イ) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (ウ) 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備が不足したとき(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の費用を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (エ) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交代

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,800円・消費税込)と共に当社にご提出していただきます。(すでに航空券を発行している場合、別途旅行代金に要する費用を請求する場合があります)。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手続きを当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社は旅行運送機関・宿泊機関が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

13. お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次にによる取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出、お申込み段階の営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。
- (ア) 本邦出発国又は帰国時に航空機を利用するコース並びに本邦外へ出発地及び到着地と異なるコース(以下に掲げる旅行契約を除く)

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降～31日目に当たる日まで	旅行代金の10% (10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降～15日目に当たる日まで	旅行代金の50万円以上：10万円 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%	旅行代金の20%
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで		旅行代金の50%
旅行開始日の前々日～当日		旅行代金の100%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

日程表にPEX 運賃を利用している旨の記載がある旅行

契約解除の日	4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行契約の締結時から旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって41日目に当たる日まで	航空券取消料等の金額	
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降～15日目に当たる日まで	旅行代金の10%(10万円を上限)または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	航空券取消料等の金額
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで	旅行代金が50万円以上10万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が30万円以上50万円未満：5万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が15万円以上30万円未満：3万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円以上15万円未満：2万円または航空券取消料等の金額のいずれか高い方 旅行代金が10万円未満：旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前日より前日以前から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降～3日目に当たる日まで	旅行代金の20%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%または航空券取消料等の金額のいずれか高い方	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

- (イ) 貫切り航空機を利用するコースは、パンフレット等に記載する取消料によります。
- (ウ) 本邦出発国及び帰国時に船舶を利用するコースは、当該船舶に係る取消料の返金(1)の(イ)に準じて記載します。
- (エ) 旅行日程に3日以上かつ2泊を含む旅行であれば、契約書面上に「クルーズ旅行約款」を適用する旨記載があるコースは「パンフレット」等に記載する取消料によります。
- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約解除することができます。
- (ア) 契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第24項の表下欄に掲げるもの(その他の重要なものであると認めるとき)に限ります。
- (イ) 第11項(2)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- (イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- (イ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日まで、ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
- (ウ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)に対する取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース又は出発日を変更された場合は、取消(1)後に再予約を行うこととなり(1)の取消料の対象となります。

14. お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時滞席をした場合は、お客様の滞席後(ただし、一時的に払い戻しをいたしません)。
- (2) お客様が旅行に参加する意思がないとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第13項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- (ア) お客様があるお客様が明示して性別、年齢、資格、技能その他の旅行参

加条件を満たしていないことが判明したとき。

- (イ) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に附随しない当社が認めるとき。
- (ウ) お客様がお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れのある当社が認めるとき。
- (エ) お客様が契約内容に照し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- (カ) この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日(ピーク時に旅行開始するときは33日)に当たる日より前に、旅行の中止を通知します。
- (キ) スキーを目的とする旅行に立ける降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれがあるとき。
- (ク) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- (ケ) 上記(ク)の一例として新規に就航する航空会社及び新規に就航する路線を利用する場合、並びにチャーター便を利用する場合において航空会社による関係各該諸認可の取得ができないことにより運送サービスが中止されたとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に取立てている旅行代金(又は申込金)から運送料を差し引いて戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に取立てている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

16. 当社の解除権(旅行開始後)

- (1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に附随しないとき。
- (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (イ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- (2) 解除の効果及び払戻し
- (イ) (1)により旅行契約の解除が行われた場合であって、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行代金は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
- (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいたるその提供を受けたい旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払ったことから支払うべき取消料、運送料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

17. 旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第11項、第13項、第14項(2)、第15項及び第16項の規定により、お客様に対し払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては旅行開始の翌日から起算して7日以内に、渡航又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にのお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第21項(後)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することが妨げられるものではありません。

18. 契約解除後の帰路手配

当社は、第16項(1)(ア)又は(ウ)の規定により、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のこの依頼に応じてお客様が当該旅行の出発地、解放地等に戻るための必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

19. 旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (イ) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができるおそれがあると考えられるときは、旅行契約に従った旅行サービスを提供を確実にあるため、必要の必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めると、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社の旅行担当者より旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している発着空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。日本国内の空港から発着空港までの区間をパンフレット記載の追加代金(又は無料)で利用する場合は、当該国内区間も本体と併せて1つの募集型企画旅行の範囲として取り扱います。パンフレットに記載のない国内区間を普通運賃で利用の場合はこの限りはありません。
- (3) (1)の業務は、添乗員が旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます)を行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地において当社(現地係員又は手配代行者を含みます)の連絡先を確定書面(最終旅行案内)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責任とするべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

20. 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していたときは、自由行動時間中を除き旅程を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます)の指示に従っていただきます。指示に従わずに団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合は、旅行の途中であつてもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

21. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあつては、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償します。ただし、損害発生の日日から起算して2年以内にお客様が被った損害が生じたときは、また、手配料について生じた損害については、損害発生の日日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときには限り、お客様おとりにつき15万円を限度に、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に掲示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (ロ) 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- (二) 食中毒
- (ロ) 盗難
- (ホ) 運送機関の遅延、不遇、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによつて生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
- (ロ) 航空運送約款または航空会社の定めにより、及び宿泊機関の予約管理方針により、お客様が日程上実際に利用できない機種の予約(重複予約)をされた場合にはその航空会社及び宿泊機関による予約の取り消し。

22. 特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様か、その募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別掲「特別補償規程」にない、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等は、通院見舞金として通院日数により2万円・10万円・入院見舞金として入院日数により4万円・40万円・死亡補償金として、2,500万円です。また、携帯品に被害を受けたときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一つについては、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。

- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、お客様の故意又は法令に違反する行為、無免許又は酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行の行程に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等の約款の別掲「特別補償規程」第3条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金は支払われませんが、明示した場合には、第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)の傷害、損害については、第21項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)のその他の補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社は本項(1)による補償金支払義務と第21項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたとします。

23. オプション旅行サービス又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を受取して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます)のうち、当社が旅行代金・実施するもの第22項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行代金・実施するオプションツアーは「パンフレット等」に旅行代金・実施：当社(又は(株)ニエージャパン)と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行代金・実施者が当社以外の現地地主である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地で、お支払は現地でとなります(一部日本にてお申込み、お支払のできるものがあります)。
- (イ) 旅行代金は現地地主又は慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件により行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (イ) 契約の成立は、現地旅行会社等が承諾したときと見なされます。
- (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等に確認してください。
- (オ) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅路保護の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等で「簡単な情報提供」として可能なスポーツ等記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第22項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

24. 旅路保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に左欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。
- ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われないものを含む)かつ、運送・宿泊機関の座席・部屋その他の設備の不足が生じたことと認められるオーバーブッキング等による場合は除きます。
- a. 旅行日程に天災地変を伴う天災地変を含む天災地変
- b. 旅行日程に天災地変を伴う天災地変を含む天災地変
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不遇、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の旅行計画にない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体に安全確保のための必要措置
- (イ) 第21項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。
- (ウ) 第13項、第14項、第15項及び第16項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であつたとき。
- (エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	お支払い対象代金 変更補償金 = 1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様へ通知した場合	旅行開始日以降に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日又は、旅行終了日の変更	1.5%	0%
②契約書面に記載した観光施設(レストラン)の変更	1.0%	0%
③契約書面に記載した運送機関等の等級又は、等級の変更、料金の改定、乗車後の客室及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及びそれを下回った場合に限り	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は、会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗便変更は理由便の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は、名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、等級、最終利用の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2) 確定書面に交付された場合には「契約書面」とあるのを「確定書面」と呼び替えた上で、この表を適用します。
- この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容とが異なる場合は確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、これをその変更として1件として取り扱います。
- 注3) ③又は④はお客様に通知する運送機関が搭乗設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注4) ⑤に該当する運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を行う場合には適用しません。
- 注5) ホームページ、パンフレット等の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と契約に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、これをその変更として1件として取り扱います。
- 注6) ①に該当する変更については、①～⑥の料率を適用せず⑦の料率を適用します。
- 注7) ①に該当する変更の場合は1乗車単位に、宿泊機関に、宿泊機関1泊毎に、その他の旅行サービスの場合は1該当事項毎に1件として取り扱います。
- 注8) ①②③④に該当する変更が1乗車単位又は1泊の中で複数発生した場合であっても、1乗車単位又は1泊につき1件として取り扱います。
- 注9) ③に該当する変更は運送機関が搭乗設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。
- 注10) ④運送機関の会社名の変更、⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。
- 注11) ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を行う場合は適用しません。
- 注12) ⑦宿泊機関の等級の変更は旅行開始日の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧し提供しているリストによりします。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金総額は、お客様おとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替へ、お客様おとり又は旅行サービスへの提供より補償を行うことがあります。
- 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、(1)の規定による変更補償金が発生するようになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額に、お客様おとり返す変更補償金の額を相殺した残額を支払います。

25. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を遵守しないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利、義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載

内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者等に意見を申し出てください。

26. 通信契約

- (1) 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提供協会」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝言への「会員の署名を含む旅行代金の支払いを受け取る」と(以下「通信契約」といいます)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。ただし、当社が提供協会と無署名取扱提携を含む加盟店契約がないとき、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝言に会員の署名を付いたクレジットカードで受託旅行会社より提供された場合は、通信契約に該当する、通常の募集型企画旅行契約となります。)
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときは旅行代金は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なします。その主要なものをご案内します。
- (ア) 通信契約の申込みの際、会員は申込みしようにする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行代金は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときと成立するものとします。郵便その他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の伝言を発したときと成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子通信手段の方法で通信した場合は当社が承諾したときと成立するものとします。
- (ウ) 通信契約のカードの利用は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は当該旅行代金をお客様へお支払いし、前者は契約成立日、後者は契約解除の届出があった日となります。
- (エ) 当中等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項(1)に掲げる取消料と現金金の運送料を支払います。ただし、当社から別添付指定する期日までに現金による旅行代金をお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (オ) 通信契約の締結しようとする場合であつて、会員の有するクレジットカードが無効等により旅行代金等が提供協会のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行契約を拒否させていただきます。
- (カ) 通信契約を締結する場合、当社から提供協会と無署名取扱提携を含む加盟店契約がない等または業務上の理由でお受けできない場合もあります。

27. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合はそれに伴う費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物、貴重品の紛失・忘れ物取扱いに伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産店等店内に案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしませんので、購入の際はトラブルが生じないように商品の確認及びレシーバーの受け取りなどを必ず行ってください。先払い戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物としてお手元に用意いただき、その手続は土産品店・空港において手続する方法をご説明のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワグネル系または国内諸法により日本に持込みが禁止されている品物がございますので、ご購入は十分ご注意ください。
- (3) 当社はかかる場合もお客様の再乗機はいたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加したくないことにより、航空会社のマイルサービスを受けられない場合があります。また、マイルサービスに係るお問い合わせ、登録等のお客様自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の要する場合は、お客様が当初の予定であったマイルサービスを受けられなくなつたときは、理由の知照を問わず、当社は第21項(イ)の責任を負いません。
- (5) 子供代金は、旅行開始日の基準に満2歳以上12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は、旅行開始日の基準に満2歳未満で、航空座席及び客室におけるベッドを専用に使用しない方に適用します。
- (6) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- 疾病、傷害が発生した場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。このための治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を保障するため、お客様ご自身の充分な額の旅行旅行保険に加入されることをお勧めします。海外旅行保険については販売店にお問い合わせください。
- (8) 当社所定の申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行済、関係する機関への氏名訂正などが必要になります。この場合、当社はお客様の交通の便のために準じて、第12項のお客様の交代手数を承へ受けます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には第13項の当社所定の取消料を支払います。
- (9) 旅客の連絡先情報提供
- 旅行客の連絡先情報として携帯番号、メールアドレスの提供を求められた際は速やかに提供下さい。情報提供を拒否された場合は、その旨を航空会社へ伝えます。

28. 渡航前に海外安全情報が発出された場合の取扱について

- レベル1「十分注意してください。」
- (1) 運送機関が行ったときは、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
- (ロ) 契約成立後に取り消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。
- レベル2「注意を払ってください。」
- (イ) 原則として、運送機関は、当社にて適切な危険回避措置が講じられるまで、原則として旅行に限り、旅行を行いません。
- (ロ) 当社は海外安全情報の書面を受け、危険回避措置に関する説明を行います。
- (ハ) 同一商品企画かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は受け取れません。
- (ニ) ご参加を取りやめる場合、契約にない取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更(第22項の表の左欄に掲げるもの)が生じた場合は、取消料を受け取れません。
- (ホ) 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更する事があります。
- レベル3「渡航は中止してください。(渡航中止してください)。」
- レベル4「渡航してはなりません。渡航は中止してください。(渡航勧告)」
- 旅行を中止いたします。

29. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

30. 弁済業務保証金制

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員としております。当社は旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からの支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

31. 個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「受託販売(販売店)欄」記載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます)は、(以下、両者を含むで「当社」といいます)。旅行申込みの際に提出された申込み書に記載された個人情報について、お客様との関係の維持のために利用させていただきます。当社は、お客様が申込みされた旅行において「運送・宿泊機関等」(主要な運送・宿泊機関等)については「①」記載の表及び「②」記載の表に記載した個人情報(以下「個人情報」といいます)をお客様の旅行の予約・手続(以下「手続」といいます)に必要範囲内で、当社の旅行代金の責任、事故時の費用等を保障する関係の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の旅行の便のために必要範囲内で、当社に運送・宿泊機関等、関係会社、土産品店等に、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗する航空便番号等を、あらかじめ所定の方法等でお送りすることによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意したものとします。
- (2) このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する企業の商品やサービスの提供、当社等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供をお願い、アンケートをお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのアンケート分析、統計資料の作成のため、お客様の個人情報を利用させていただきますこととあります。
- (3) 当社は、旅行中に帰国があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備へ、お客さまの旅行中(国内滞在中)の方の個人情報をお伺いしていただきます。この個人情報(帰国)のお客様に帰国があった場合のお客様の旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等(国内滞在中の方)の連絡の必要がある当社等が記載した場所に使用していただきます。お客様は、国内滞在中の方の個人情報をお当社等に提供することについて国内滞在中の方の同意を得るものとします。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報取得に利用する方針については、当社の個人情報又はホームページ(https://www.njnp.jp)でご確認ください。なお、販売店の個人データの取扱いに関する方針については、お客様ご自身で確認してください。